平成２７年第５回美幌町議会定例会会議録

平成２７年　９月１５日　開会
平成２７年　９月１７日　閉会

平成２７年　９月１７日　第３号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　認定第　１号　平成２６年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　認定第　２号　平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　認定第　３号　平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　認定第　４号　平成２６年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　認定第　５号　平成２６年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　認定第　６号　平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　認定第　７号　平成２６年度美幌町水道事業会計決算認定について
日程第　９　認定第　８号　平成２６年度美幌町病院事業会計決算認定について
日程第１０　請願第　１号　医療従事者就業支援補助金制度対象者に歯科医師及び歯科衛生士を補助対象者とすることを求める事に関する請願について
日程第１１　意見書案第10号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
日程第１２　意見書案第11号　介護報酬の再改定を求める意見書について
日程第１３　報告第　８号　健全化判断比率について
日程第１４　報告第　９号　資金不足比率について
日程第１５　報告第１０号　放棄した債権の報告について
日程第１６　報告第１１号　平成２６年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
日程第１７　報告第１２号　例月出納検査報告について（５月～７月分）
日程第１８　議員の派遣について
日程第１９　閉会中の継続調査について

○出席議員

１番　髙　橋　秀　明　君　　２番　大　江　道　男　君
３番　新　鞍　峯　雄　君　　４番　上　杉　晃　央　君
５番　稲　垣　淳　一　君　　６番　戸　澤　義　典　君
７番　早　瀬　仁　志　君　　８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君　　副議長１０番　吉　住　博　幸　君
１１番　橋　本　博　之　君　　１２番　中　嶋　すみ江　君
１３番　古　舘　繁　夫　君　　議　長１４番　大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
農業委員会会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会委員長	松本光伸君
監査委員	髙木　清君		

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２７年第５回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１３番古舘繁夫さん、１番髙橋秀明さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　認定第１号から
日程第７　認定第６号まで

○議長（大原　昇君）　日程第２　認定第１号平成２６年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第３　認定第２号平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第４　認定第３号平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５　認定第４号平成２６年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第６　認定第５号平成２６年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第７　認定第６号平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上６件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、６人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号平成２６年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第６号平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、６人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第２項の規定により、２番大江道男さん、６番戸澤義典さん、７番早瀬仁志さん、９番坂田美栄子さん、１０番吉住博幸さん、１２番中嶋すみ江さん、以上、６人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めま

す。
　したがって、ただいま指名しました６人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第８　認定第７号から
日程第９　認定第８号まで

○議長（大原　昇君）　日程第８　認定第７号平成２６年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第９　認定第８号平成２６年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上２件を一括議題といたします。
　お諮りします。
　本件については、６人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
　したがって、認定第７号平成２６年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第８号平成２６年度美幌町病院事業会計決算認定については、６人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
　お諮りします。
　ただいま設置されました、企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第２項の規定により、１番髙橋秀明さん、３番新鞍峯雄さん、４番上杉晃央さん、５番稲垣淳一さん、８番岡本美代子さん、１１番橋本博之さん、以上６人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
　したがって、ただいま指名しました６人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。
○議長（大原　昇君）　暫時休憩します。
　再開は１０時４０分といたします。
　休憩中に両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。
午前１０時０６分　休憩

午前１０時４０分　再開
○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告をいたします。
　休憩中に開催された、両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。
　一般会計等決算審査特別委員会の委員長に早瀬仁志さん、副委員長に中嶋すみ江さん。
　企業会計決算審査特別委員会の委員長に新鞍峯雄さん、副委員長に髙橋秀明さん。
　以上のとおり互選された旨の報告がありました。
○議長（大原　昇君）　暫時休憩します。
　再開は１３時４５分といたします。
午前１０時４１分　休憩

午後　１時４５分　再開
○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１０　請願第１号

日程第１０　請願第１号医療従事者就業支援補助金制度対象者に歯科医師及び歯科衛生士を補助対象者とすることを求める事に関する請願についてを議題とします。
　お諮りします。

ただいま議題としました請願第１号については、会議規則第９２条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本請願は委員会の付託を省略することに決定しました。

この際、紹介議員の発言を許します。

１３番古舘繁夫さん。

○１３番（古舘繁夫君）　私から医療従事者就業支援補助金制度対象者に歯科医師及び歯科衛生士を補助対象とすることを求める事に関する請願書について、提案説明をさせていただきます。

美幌町において、増加する高齢者を初めとする町民の歯科医療に対するニーズは年々多様化しております。

高齢化社会のますますの進行に伴い、今後、歯科医療従事者の活動の場は、さらに多様化するとともに、その重要性も増加が予想されます。

口腔ケアや歯周治療の国家資格を有する歯科衛生士が、主軸としての活躍の場の増加や重要性は、予防医療・外科手術や住宅医療分野等のスタンダードとなってきております。

厚生労働省の示した国策としての地域包括ケアシステムの導入に伴い、地域医療の重要性・必要性はますます高まっており、今後、地域歯科医療の維持及び充実は、町民が安心して暮らせる美幌町にとって必須であります。

現状の歯科衛生士等の人員不足の状態では地域包括ケアシステムの実施は不可能であるとの共通認識が確認されました。

北海道歯科医師会及び３地区歯科医師会としては、独自の対応さらに強化するのみならず、北海道及び各市町村の地域歯科医療行政との連携が必須であるとの共通認識が確認されました。

現状のまま放置すれば、地域包括ケアシステム実施時において、在宅歯科医療等の歯科医療の提供はできなくなってしまい、国民の生活と生命に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

美幌町医療従事者就業支援補助金制度対象者に医療従事者として、歯科医療従事者のみが対象とされていないことに関しては、美幌歯科医師会としては極めて遺憾であり、美幌町における地域歯科医療に多大な悪影響を与える可能性があると考えております。

美幌町は不足している全国平均を、下回るのが実情であります。人員確保に各歯科医院は非常に困難を極めております実情を御理解いただきたく存じております。

歯科衛生士については、状況の改善が進まないことに大変苦慮しているところであります。

全国的歯科衛生士不足のため、都市部にて就職し、地元に戻ってこない実情もあります。地域特性もあり、人員確保は極めて困難であります。

美幌町の地域医療は人員を必要とする通院困難な高齢者に対する訪問歯科診療等の在宅医療に関しては、既に一部の歯科医院について長期待機等の支障を来しており、今後、需要が増加した場合に、供給が重要に追いつかず、歯科医療が提供できなくなる可能性が大いに懸念されます。

この問題を放置する影響等を行政として改めて御認識していただきたく存じております。

美幌町における歯科衛生士の不足数の目安として、現状人員数に必要最低限の数として、８名から９名程度の人員の確保が必要と考えております。

土谷町長が掲げる、地域医療の充実を図ることという観点からも、この問題を放置することなく、地域歯科医療の維持・強化と町民の受益の観点から、早急に補助対象者の医療従事者に少なくとも歯科衛生士を

対象としていただくこと、また、在宅医療の推進のため歯科医師を対象としていただくよう、美幌歯科医師会として強く要望するものであります。

以上、提案理由をさせていただきました。

○議長（大原　昇君）　質疑があれば質疑を許します。

４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　ただいま、紹介議員の古舘議員から趣旨についての御説明がありました。

私も美幌町における歯科医の訪問診療の実情について確認したところ、現在、町内四つの歯科医院で通院の困難な高齢者宅を治療器具だとか、あるいはバキューム、薬剤、携帯レントゲンなどを持参して、歯科医師と歯科衛生士二人で、訪問先にある自宅の椅子だとか、そういったものに座った状態の患者さんを、歯科医院と同じような極めて厳しい状況の中で、治療を行っているというように聞いております。

もちろん、歯科医だけではなくて、開業医の方々も訪問診療をしているわけでございますけれども、これと比べますとかなり困難な環境の中で診療をしております。

特に、先ほども御説明がありました、動向させる歯科衛生士の確保が看護師確保と同等、あるいはそれ以上に非常に厳しい現状にあるということを重く受けとめられ、請願採択すべきであるというような考え方に至ったのかどうか考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１３番古舘繁夫さん。

○１３番（古舘繁夫君）　今上杉議員からお話がありましたように、それぞれの患者さんのお宅に出向いて治療されているということを伺えば、医師のことですとか、いろいろなことを考え、または、歯科衛生士がこういう厳しい状況の中、十分いらっしゃらないという状況の中でやりくりされているというご苦労を、私どもはお話をよく伺って理解をしているところであります。

町長もこうやって一緒にお話を聞いていただいていると思いますので、必ずやいい方向に進むのであろうというように私は確信をしておりますし、また、そのことを強くの念じているところであります。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　実はその前に、私事で恐縮なのですが、歯科衛生士という観点で、実は一般質問という形で行政そのものに問いかけた経緯は、古舘氏も御存じだと思っていますが、一つだけ、今回、改めて美幌町医療従事者就業支援等補助金交付要綱というものを見させていただいています。そういう中で、美幌町が第２条の第６項でありますが、あえて医療従事者という意味では、先ほど医師・歯科医師含めて医療従事者という文言の整理は、基本的には間違わないところだと認識しているところでありますが、要綱の中で、今回上がっている歯科医師を含めて医者に対しての規定が、あえてしていない。

一つは今回、歯科医師確保という観点で医者そのものの支援という捉え方について、画期的だと私は思っているところでありますが、一つだけ、町民に対して疑義があってはいけないというのは、美幌の要綱の今までの説明の中で、医師というのはそれなりの報酬をいただいていると。そういう中で、ほかの従事者と違う観点の捉え方の中で、美幌町の要綱の中で対象者を絞り込んできた。これは医師に限って言っているわけですから、誤解なくお願いいたします。そういう意味で、今回、医師確保まで踏み切られて、請願の紹介者の５名いる中のお一人ということでお尋ねしたいところであります。

先ほどの説明で十分わかるところでありますが、ぜひ美幌町が在宅の歯科医師を確

保するために、歯科治療も含めた関係でという思いのところを、今までの適用から画期的な発想だというように思っているものでありますから、もう一度そこら辺、町民に御理解いただけるように、もう少し細かい説明があればという観点でお尋ねしたいと存じます。

○議長（大原　昇君）　１３番古舘繁夫さん。

○１３番（古舘繁夫君）　私の今のこの立場で吉住議員が十分御納得いただけるお答えができるかどうか、ちょっと不安でありますけれども、今お話がありましたように、医療従事者ということで、歯科医師、そして歯科衛生士の二つの立場の方々に対する美幌町の就業支援ということでありました。ぜひやってくれということについて、私も吉住議員と同感であります。

また、今回の請願が議会で町長にこういう形でお話をする、そういうことが結果、多くの町民の方々に賛同、または御理解をいただいて、そして、美幌町としてその学校に行かれることで応分の補助金を生徒または就学する方に応援をすると。そして、その希望がかなった段階で、美幌町に帰ってきていただいて、地域医療に携わっていただくと。大変画期的な、また大変うれしいということであります。

ぜひ、先ほどもお話しいたしましたけれども、土谷町長におかれましては今回の請願を重く受けとめていただいて、制度に加えていただきたいと、私からも町長にお願いをしたいというように思っております。

以上です。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　これで質疑を終わります。

これから、請願第１号医療従事者就業支援補助金制度対象者に歯科医師及び歯科衛生士を補助対象者とすることを求める事に関する請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本請願は、採択することに決定しました。

ただいま採択した請願第１号については、地方自治法第１２５条の規定により、美幌町長に送付し、その処理顛末の結果報告を求めることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第１号については、町長に送付し、処理顛末の結果報告を求めることに決定しました。

◎日程第１１　意見書案第１０号

○議長（大原　昇君）　日程第１１　意見書案第１０号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１２　意見書案第１１号

○議長（大原　昇君）　日程第１２　意見書案第１１号介護報酬の再改定を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１３　報告第８号

○議長（大原　昇君）　日程第１３　報告第８号健全化判断比率について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第８号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第１４　報告第９号

○議長（大原　昇君）　日程第１４　報告第９号資金不足比率について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第９号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第１５　報告第１０号

○議長（大原　昇君）　日程第１５　報告第１０号放棄した債権の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第１０号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎日程第１６　報告第１１号

○議長（大原　昇君）　日程第１６　報告第１１号平成２６年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第１１号平成２６年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点

検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第１７　報告第１２号

○議長（大原　昇君）　日程第１７　報告第１２号例月出納検査報告について（５月から７月分）、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第１２号例月出納検査報告について（５月から７月分）はこれで終わります。

◎日程第１８　議員の派遣について

○議長（大原　昇君）　日程第１８　議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎日程第１９　閉会中の継続調査について

○議長（大原　昇君）　日程第１９　閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（大原　昇君）　以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成２７年第５回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

午後　２時０７分　閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員